

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱

制	定	平成17年9月30日要綱64号
改	正	平成18年3月31日要綱32号
改	正	平成18年6月22日要綱77号
改	正	平成23年5月6日要綱63号
改	正	平成26年1月30日要綱3号
改	正	平成26年7月3日要綱66号
改	正	平成27年8月17日要綱68号
改	正	平成31年3月27日要綱10号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービスを行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、その社会的役割にかんがみ、要介護被保険者等のうち低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について利用者負担を軽減する場合の取扱いと当該軽減を行う法人に対する助成措置について定めることにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行法（同年法律第124号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）において使用する用語の例による。

(軽減を行う法人の申出)

第3条 利用者負担を軽減しようとする法人は、愛媛県に対して利用者負担軽減申出書を提出するものとする。

(軽減対象者)

第4条 利用者負担の軽減対象者は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者のうち、生計困難者（次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。以下同じ。）及び生活保護受給者とする。

- (1) 第6条第1項に規定する軽減の申請を行った日の属する年度（申請日が4月から7月までの間の日である場合は前年度）における市町村民税が世帯主及びその世帯に属する全ての世帯員について課されていない世帯又は免除されている世帯であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加

算した額以下であること。

- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減の対象となる費用等)

第5条 軽減の対象となる介護サービス及び費用並びに軽減割合は、別表のとおりとする。

(申請)

第6条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第1号)に収入状況が確認できる書類を添付し、その者に介護保険サービスを提供している法人を経由して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を調査し、軽減の適否を審査の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を行う場合について、軽減対象者として決定した者については、決定通知書にあわせて、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第3号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の提示)

第7条 軽減対象者が対象となるサービスを利用する場合は、あらかじめ当該サービスを提供する法人に確認証を提示しなければならない。

(確認証の有効期限)

第8条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の翌年の7月31日までとする。ただし、4月分から7月分に係る対象サービスの利用者負担の軽減を4月1日から7月31日までに申請した場合は、当該年度の7月31日までとする。

(法人への助成措置等)

第9条 市長は、法人が利用者負担を軽減した総額(市を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき軽減前の利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)の1パーセント相当額を超えた部分について、その2分の1以下の範囲内において助成を行うものとする。ただし、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホームに限る。)に係る利用者負担を軽減する法人については、軽減総額のうち、当

該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入の10パーセント相当額を超える部分について、その全額の助成を行うものとする。

2 前項の助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、自らの財務状況を踏まえて自主的に介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を行うことが可能である旨を申し出た社会福祉法人については、同項に規定する助成措置を受けることなく当該軽減を行うことができる。

（他の軽減制度等との適用関係）

第10条 松山市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（平成17年要綱第48号）に基づく支援措置との適用関係については、当該支援措置の適用を行い、その後、必要に応じて、この要綱に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

2 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、これらのサービス費の支給後の利用者負担について、この要綱に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（松山市介護保険特別地域加算に係る利用者負担軽減事業実施要綱の一部改正）

2 松山市介護保険特別地域加算に係る利用者負担軽減事業実施要綱（平成16年要綱第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

（3）社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成17年要綱第64号）

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の第4条の規定は、平成23

年4月分の介護保険サービスに係る利用者負担額から適用する。

付 則（平成26年1月30日要綱第3号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

付 則（平成26年7月3日要綱66号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年8月17日要綱第68号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）別表第1号の表（備考第8項を除く。）の規定は、平成27年4月分の介護保険サービスに係る利用者負担額から適用し、同月前の月分の介護保険サービスに係る利用者負担額については、なお従前の例による。

3 新要綱第9条の規定にかかわらず、平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を行うことが可能である旨を申し出た社会福祉法人については、同条に規定する助成措置を受けることなく当該軽減を行うことができる。

別表（第5条関係）

(1) 生計困難者の場合

軽減対象介護サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護	利用者負担額	(1) 軽減対象費用の4分の1に相当する額 (2) 前号の規定にかかわらず、老齢福祉年金を受給している者については、軽減対象費用の2分の1に相当する額 (3) 前2号の規定に
夜間対応型訪問介護		
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業		
通所介護	(1) 利用者負担額 (2) 食費	
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
介護予防認知症対応型通所介護		
第1号通所事業のうち		

介護予防通所介護に相当する事業		かかわらず、特例措置対象者が負担する居住費又は滞在費の軽減額は全額
短期入所生活介護	(1) 利用者負担額	
介護予防短期入所生活介護	(2) 食費 (3) 滞在費	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額（高額介護サービス費等の利用者負担第二段階に該当する者に係るサービスの利用者負担額を除く。）	
小規模多機能型居宅介護	(1) 利用者負担額（高額介護サービス費等の利用者負担第二段階に該当する者に係るサービスの利用者負担額を除く。）	
介護予防小規模多機能型居宅介護	(2) 食費	
複合型サービス	(3) 宿泊費	
介護老人福祉施設サービス	次の各号に掲げる者の軽減対象費用は、それぞれ当該各号に定める費用とする。 (1) 旧措置入所者のうち、利用者負担割合が5パーセント以下で、かつ、入所している居室がユニット型個室である者 居住費 (2) 前号以外の者 ア 利用者負担額（高額介護サービス費等の利用者負担第二段階に該当する者に係るサービスの利用者負担額を除く。） イ 食費 ウ 居住費	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

備考

- この表において「利用者負担額」とは、軽減対象介護サービスに要する費用の10パーセントに相当する額で、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額を超えないものをいう。
- この表において「高額介護サービス費等」とは、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費をいう。
- この表において「利用者負担第二段階」とは、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）別添3に規定する利用者負担第二段階をいう。
- この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条

の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号。以下「平成17年告示」という。）に規定するユニット型個室をいう。

- 5 この表において「特例措置対象者」とは、平成25年厚生労働省告示第174号、平成26年厚生労働省告示第136号、平成27年厚生労働省告示第227号又は平成30年厚生労働省告示第317号による生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の改正に伴い生活保護が廃止された者のうち、当該廃止日の前日において、この要綱に基づく軽減を受けていたことにより居住費の負担がなかった者又は特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給を受けていたことにより居住費の負担がなかった者をいう。
- 6 市長は、法人並びに要介護者及び要支援者その他の関係者に対し、第3項の通知、平成17年告示及び前項の告示を提供するとともに、必要に応じて広く公表するものとする。
- 7 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業は、自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。
- 8 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費及び居住費又は滞在費の軽減は、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限り行うものとする。

(2) 生活保護受給者の場合

軽減対象介護サービス	軽減対象費用	軽減割合
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設サービス	居住費又は滞在費（入所している居室が従来型個室，ユニット型準個室又はユニット型個室の者に係る居住費又は滞在費に限る。）	軽減対象費用の全額

備考

- 1 この表において「従来型個室」及び「ユニット型準個室」とは、平成17年告示に規定する従来型個室及びユニット型準個室をいう。
- 2 市長は、法人並びに要介護者及び要支援者その他の関係者に対し、平成17年告示を提供するとともに、必要に応じて広く公表するものとする。